

特別研修会
2025

笹岡宏保 税理士

1年間(全8日間)で確認する!! 取引相場のない株式の評価実務

全4講座 8日間

名古屋 開催

会場受講限定

※ オンラインLIVEはありません

財産評価のなかでも「取引相場のない株式」の評価方法を習得するのは難しいと言われています。そこで、本年度は1年間(全8日間)で、取引相場のない株式の評価につき、まず第一に相続分野の価額算定方法(評価通達による評価方法の総合的な確認)を行い、その応用として譲渡分野における適正譲渡価額の考え方についてまで幅広く、横断的に相続(贈与)・譲渡時の税務上の取扱いを確認してみることになります。

第1講座

評価体系から
類似業種比準価額まで

全2日

第2講座

純資産価額

全2日

第3講座

特定の評価会社・裁判例(判例)
及び裁決事例の確認

全2日

第4講座

取引相場のない株式の
適正譲渡価額

全2日

1講座(2日間) 60,000円(税込) / 全4講座 200,000円(税込)

Farbe

日程・会場・受講料

※ すべて税込価格

第1講座	評価体系から 類似業種比準価額まで	【1日目】4月6日(日) 【2日目】4月7日(月)	AP名古屋	2日間 60,000円	全4講座 一括 200,000円
第2講座	純資産価額	【1日目】7月2日(水) 【2日目】7月3日(木)	ウインクあいち	2日間 60,000円	
第3講座	特定の評価会社・裁判例(判例) 及び裁決事例の確認	【1日目】10月28日(火) 【2日目】10月29日(水)	ウインクあいち	2日間 60,000円	
第4講座	取引相場のない 株式の適正譲渡価額	【1日目】2026年2月1日(日) 【2日目】2026年2月2日(月)	AP名古屋	2日間 60,000円	

割引 無料:資産税ビジョン会員 半額:資産税実務2025全講座受講者

定員 40名様

会場

AP名古屋

愛知県名古屋市中村区名駅4-10-25
名駅IMAIビル 6F・7F・8F(受付8F)

・JR名古屋駅 桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分

ウインクあいち

(愛知県産業労働センター)

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

・JR名古屋駅 桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分



笹岡宏保税理士 特別研修会[名古屋] 申込書

FAX送信先 **03-5539-3751** HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com/>

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

※ 諸事情により、日程変更もしくは中止になる場合がございます。

■受講講座

第1講座 第2講座 第3講座 第4講座 全講座 一括

■氏名 / フリガナ

■事務所名

■ご住所 〒

■TEL

■FAX

■E-mailアドレス

※必ずご記入ください。

第1講座

評価体系から
類似業種比準価額まで

全2日

【1日目】4月6日(日) 【2日目】4月7日(月) 10:30～17:00

[研修内容]

【取引相場のない株式の評価(相続分野)】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 評価体系 | 5. 類似業種比準価額方式による計算 |
| 2. 評価区分(原則的評価・特例的評価) | (1) 評価会社の業種目の判定 |
| 3. 会社規模区分の判定 | (2) 類似業種の株価『A』の選択 |
| 4. 『大会社』『中会社』『小会社』の評価方法 | (3) 比準三要素(B・C・D)の計算方法 |
| | (4) 比準三要素計算上の重要留意事項 |

第2講座

純資産価額

全2日

【1日目】7月2日(水) 【2日目】7月3日(木) 10:30～17:00

[研修項目]

【取引相場のない株式の評価(相続分野)】

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 純資産価額方式による計算体系 | 3. 評価差額に対する法人税額等相当額の取扱い |
| 2. 資産の部及び負債の部の相続税評価額及び帳簿価額 | 4. 純資産価額計算上の重要留意事項 |

第3講座

特定の評価会社・裁判例(判例)
及び裁決事例の確認

全2日

【1日目】10月28日(火) 【2日目】10月29日(水) 10:30～17:00

[研修項目]

【取引相場のない株式の評価(相続分野)】

- 特定の評価会社
 - 『比準要素数1の会社』の株式(その定義と評価方法)
 - 『株式等保有特定会社』の株式(その定義と評価方法)
 - 『土地保有特定会社』の株式(その定義と評価方法)
 - 『開業後3年未満の会社等』の株式(その定義と評価方法)
 - 『開業前又は休業中の会社』の株式(その定義と評価方法)
 - 『清算中の会社』の株式(その定義と評価方法)
- 取引相場のない株式の評価(相続分野)に係る裁判例(判例)・裁決事例の検討

第4講座

取引相場のない株式の
適正譲渡価額

全2日

【1日目】2026年2月1日(日) 【2日目】2026年2月2日(月) 10:30～17:00

[研修内容]

【取引相場のない株式の評価(譲渡分野)】

- 譲渡区分と譲渡価額別の税務の取扱い
 - 『(売主)個人、(買主)個人』である場合
 - 『(売主)個人、(買主)法人』である場合
 - 『(売主)法人、(買主)個人』である場合
 - 『(売主)法人、(買主)法人』である場合
- 法人税基本通達の確認
 - 法人税基本通達9-1-13(市場有価証券等以外の株式の価額)
 - 法人税基本通達9-1-14(市場有価証券等以外の株式の価額の特例)
- 所得税基本通達の確認
 - 所得税基本通達23～35共-9(株式等を取得する権利の価額)
 - 所得税基本通達59-6(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)
- 株式の時価算定に係る重要裁判例(判例)の確認(その1)
 - 東京地方裁判所(平成12年7月13日判決(平成7年(行ウ)第266号))
- 株式の時価算定に係る重要裁判例(判例)の確認(その2)
 - 東京地方裁判所(平成29年8月30日判決(平成24年(行ウ)第185号))
 - 東京高等裁判所(平成30年7月19日判決(平成29年(行コ)第283号))
 - 最高裁判所第三小法廷(令和2年3月24日判決(平成30年(行ヒ)第422号))
- 令和2年9月30日付の資産課税課情報第22号の確認
 - 所得税法基本通達59-6の(2)の適用がある場合の評価通達180(類似業種比準価額)の取扱いについて
 - 評価会社が有する子会社株式を評価する場合の所得税基本通達59-6の(2)の取扱いについて
 - 評価会社が有する子会社株式を評価する場合の子会社が有する土地及び上場株式の評価について
- 売買価額の認識(売主:個人である場合)
 - 『(売主)個人[支配株主]、(買主)個人[純然たる第三者]』である場合
 - 『(売主)個人[支配株主]、(買主)個人[純然たる第三者以外の支配株主]』である場合
 - 『(売主)個人[支配株主]、(買主)個人[純然たる第三者以外の非支配株主]』である場合
 - 『(売主)個人[非支配株主]、(買主)法人[純然たる第三者]』である場合
 - 『(売主)個人[非支配株主]、(買主)法人[純然たる第三者以外の支配株主]』である場合
 - 『(売主)個人[非支配株主]、(買主)法人[純然たる第三者以外の非支配株主]』である場合
- 取引相場のない株式の評価(譲渡分野)に係る裁判例(判例)・裁決事例の検討

【お断り】

今回の講座で使用するレジメの一部が著書「<相続税・贈与税>具体事例による財産評価の実務」(清文社)からの引用により構成されますが、同書は最新刊行が平成25年版となっているためにその設問中に使用されている年号が「平成」となっています。その点については、あらかじめのご了解をお願いします。